

「エコマーク」は、環境保全に役立つと認められる商品につけられる
マークで、公益財団法人日本環境協会の登録商標です。

エコマークのてびき

～「飲食店」編～

【2017年9月】

公益財団法人日本環境協会

*

本てびきは、エコマーク商品類型 No. 505「飲食店」に関するエコマーク使用申込など認定審査から、認定後のエコマーク使用契約などの手続き方法について説明したものです。

I. エコマーク制度の概要	2
1. エコマーク事業の紹介	2
2. エコマークの制度	3
3. 申込手続きに関する資料と最新情報の入手方法	3
II. エコマーク認定申込要領（申込手続きと認定審査）	5
1. エコマークを表示するには	5
2. エコマークの申込手続き	6
3. 認定審査と結果通知	9
III. 認定審査結果通知から使用契約締結	10
1. 「エコマーク使用契約」締結の手続き	10
2. エコマーク認定の有効期間	13
3. 使用契約締結後のご注意	15
IV. エコマーク認定後の手続きと認定期間における適合状況の確認	16
1. 追加・変更等の手続き	16
2. エコマーク認定期間における認定基準への適合状況の確認について	19

付 録

- ・ エコマーク使用契約書【飲食店】

規定、様式のご案内

●事業実施要領、主な規定等

- ・ エコマーク事業実施要領 (<https://www.ecomark.jp/office/guideline/yoko/>)
- ・ エコマーク使用規定 (<https://www.ecomark.jp/office/guideline/regulation/>)
- ・ 「飲食店」認定基準におけるエコマークの表示方法
(https://www.ecomark.jp/restaurant/505V1_document_03.pdf)

●様式

商品類型 No. 505「飲食店」用の各種様式は、下記ウェブサイトからダウンロードできます。

<https://www.ecomark.jp/restaurant/>

- ・ エコマーク認定・使用申込書（様式 2）
- ・ エコマーク店舗追加申込書（様式 A）
- ・ エコマーク店舗変更申込書（様式 B）

商品類型共通の様式は、下記ウェブサイトからダウンロードできます。

<https://www.ecomark.jp/guidance/user/change/>

- ・ エコマーク担当者変更届（様式 C）
- ・ エコマーク使用契約者変更申込書（様式 D-(1)/(2)）
- ・ エコマーク使用契約者名等変更届（様式 E）
- ・ エコマーク使用契約の解約願い（様式 F）
- ・ エコマーク商品認定証発行申込書（様式 H-2）

I. エコマーク制度の概要

1. エコマーク事業の紹介

1. エコマーク事業の背景

いまや地球規模にまで拡大している環境問題。従来は産業公害が主な原因でしたが、近年は生活者の暮らしそのものが原因となっています。大量生産・大量消費・大量廃棄にささえられている私たちの経済活動や日常生活が、環境の破壊や汚染という結果を招いているのです。

こうした環境問題を解決し、美しい自然環境を次の世代に伝えていくためには、みんなで力を合わせて社会システムや生活スタイルを見直し、環境にやさしくしながら発展していける社会のしくみを作っていく必要があります。

エコマーク事業は、環境にやさしい社会の実現をめざして、「商品の選択」という点から環境にやさしい生活様式（エコロジカル・ライフスタイル）を提案しようとするものです。



エコマークのデザイン

エコマークは、「私たちの手で地球を、環境を守ろう」という願いを込めて、「環境(Environment)」および「地球」(Earth)の頭文字「e」を表した人間の手が、地球をやさしくつつみ込んでいるすがたをデザインしたものです。

「エコマーク」の呼称およびロゴは、(公財)日本環境協会が商標権を保有しています。

2. エコマーク事業の目的

エコマーク事業は(公財)日本環境協会が実施している事業で、1989年にスタートしました。環境保全に役立つと認められる商品(製品又はサービス)に「エコマーク」を付けることで、環境から見た商品の情報を提供し、環境にやさしく暮らしたいと願う消費者が商品を選択しやすいうようにすることを目的としています。

エコマークの対象商品は、次のいずれかの項目にあてはまるものです。

- ① その商品の「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が、他の同様の商品と比較して相対的に少ないこと
- ② その商品を利用することで、他の原因から生ずる環境への負荷を低減することができるなど環境保全に寄与する効果大きいこと

エコマーク事業は、「環境保全の面でより良い商品」を選びやすいようにするものであって、エコマークが付いている商品であっても無駄使いするのでは「環境にやさしい」ことにはなりません。また、エコマーク事業は、商品の品質や安全性など、消費者の直接的な利益を保証する目的で行われているものではありません。

エコマーク事業の目的など詳しくは、「[エコマーク事業実施要領](#)」をご覧ください。

3. エコマーク事業開始の経緯

- ① 1980年代に入り、都市生活型公害が深刻化するとともに、地球環境問題が顕在化しました。環境庁(現在の環境省)は1986年12月に、「環境保全長期構想-21世紀を目指して環境保全はいかにあるべきか-」を策定し、新しい環境政策のひとつとして、「環境保全に望ましい製造方法や環境負荷が小さい商品、リサイクルしやすい商品の推奨方策を検討し、これらの方法・製品の普及を図る」ことが掲げられました。
- ② 1987~89年、環境庁(現在の環境省)の委託により、(財)日本環境協会(現在の(公財)日本環境協会)が「環境保全型商品推進事業に関する調査」を行いました。この中で、西ドイツの環境保護ラベル(ブルーエンジェル)などを参考にした「エコマーク」の基本的な考え方が示されました。
- ③ これらを受けて、1989年2月より、(財)日本環境協会がエコマーク事業を開始することになりました。

4. エコマークを使用・表示するには？

エコマークを使用・表示するには、商品類型（商品カテゴリー）ごとに定められた認定基準を満たすことが要件となります。具体的には、商品が対象となっている認定基準に照らし合わせて認定審査を申込み、エコマーク審査委員会での認定を受け、商品ごとに（公財）日本環境協会との間でエコマーク使用契約を締結することが必要です。

（注）「エコマーク」の呼称およびロゴは、（公財）日本環境協会が商標権を保有しています。

エコマークの無断使用は、不正使用に該当し刑事罰を含む法的措置などの対象となる場合があります。使用契約者以外の方はエコマークを使用・表示することはできません。

2. エコマークの制度

1. エコマークの制度

（公財）日本環境協会が実施するエコマーク事業は、国際標準化機構の規格 ISO14020（環境ラベル及び宣言・一般原則）および ISO14024（環境ラベル及び宣言・タイプ I 環境ラベル表示・原則及び手続き）に則って運営されています。この制度は「自主的で多様な基準に基づいた、第三者の機関によってラベルの使用が認められる制度」とされています。

2. 商品類型（商品カテゴリー）の選定と認定基準書の制定

エコマークでは、「環境保全のために適切である」と認められる商品のカテゴリーに対して、学識者、関係行政機関、消費者問題専門家などからなる「企画戦略委員会」において、エコマークの対象となる商品類型を選定します。

商品類型ごとの認定基準書は、事業者、消費者および中立機関の専門家や有識者などからなる「基準策定委員会」において、環境の観点から商品の全ライフステージ（資源採取、製造、流通、使用消費、リサイクル、廃棄）における環境負荷を考慮のうえ策定し、「基準審議委員会」における専門的見地からの精査・検証を経て事務局が制定します。最新の商品類型（商品カテゴリー）は、エコマークホームページ <https://www.ecomark.jp/nintei/>「商品類型の紹介」でご覧いただけます。

該当する商品類型がない場合は、認定審査を行うことができません。

その場合は、別に定める「エコマーク商品類型提案要領」に従って、年1回新たな商品類型を提案することができます。詳細は、当協会ホームページ <https://www.ecomark.jp> をご覧ください。ご不明な点がございましたら、エコマーク事務局 基準・認証課までお問い合わせ下さい。

3. 認定審査とエコマーク使用契約

エコマークの認定審査は、該当する商品類型の認定基準書に基づいて、「審査委員会」が審査を行い、「認定」となった場合は、（公財）日本環境協会との間でエコマーク使用契約を締結していただきます（複数のチェーンブランド（申込区分）で認定を取得している事業者は、最初の認定時に使用契約を締結します。契約は商品類型ごとになるため、No. 505「飲食店」以外の商品類型で認定を取得する場合は別契約となります。）。使用契約締結日以降から当該認定基準書に定められた有効期限日まで、その認定商品に対してエコマークを使用・表示することが可能となります。

3. 申込手続きに関する資料と最新情報の入手方法

申込手続きに関する資料は、当協会ホームページでもご覧になれます。また、エコマークの最新情報は、ホームページおよびエコマークニュースとメールマガジン（月1回配信）で随時お知らせしています。

エコマーク事務局ホームページ

エコマークに関する最新情報をはじめ、認定基準や申込様式などをインターネットのホームページに掲載しています。



<https://www.ecomark.jp>

- 「エコマークニュース」など最新情報の掲載
- 申込様式、各付属証明書のダウンロード
- 事業実施要領、各規定、商品類型（認定基準書）などの掲載
- 新規商品類型提案の選定結果、認定基準の制・改定及び認定基準（案）の公開とパブリックコメントの募集
- 認定商品の商品情報を認定番号や商品ブランド名等から検索など

手続きに関する書類、および認定基準書などは全てエコマークホームページで公開しています。ホームページをご覧いただけない方は、事務局までお問い合わせ下さい。

「エコマークニュース」（年4回程度発行）と「メールマガジン」（月1回発信）



新規選定の商品類型、認定基準案などの情報や、エコマークに関する重要なお知らせや活動状況などを掲載しています。

電子メール版「メールマガジン」と印刷版「エコマークニュース」があります（エコマーク申込担当者と支払担当者様にお送りしています）。電子メール版はホームページから無料購読の登録ができます。

https://www.ecomark.jp/eco_mail/

普及・広報関連は、以下の担当課までお問い合わせ下さい

エコマーク事務局 普及・国際協力課

TEL : 03-5643-6255

FAX : 03-5643-6257

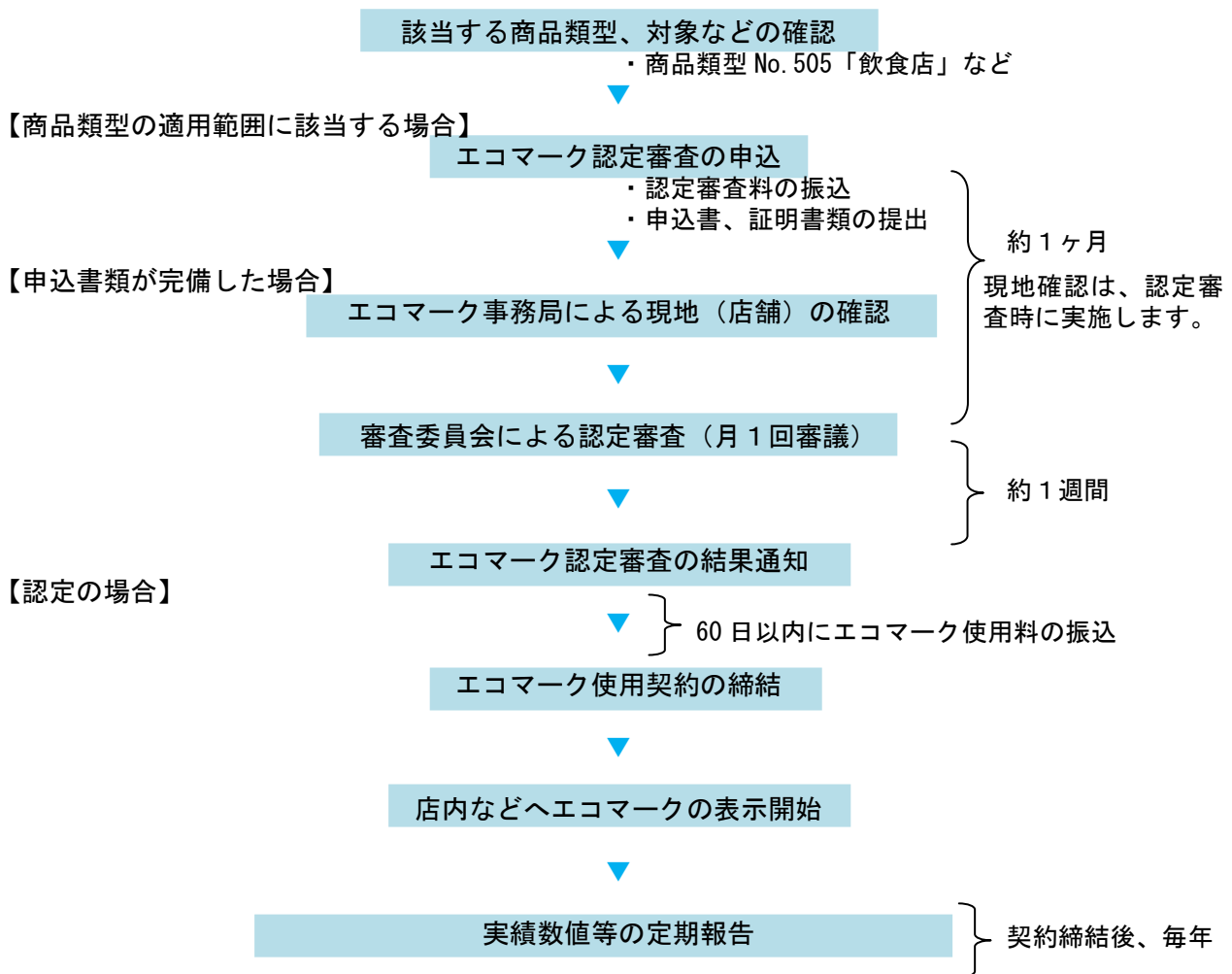
（注）エコマークニュースとメールマガジンには、認定基準の制・改定など重要な情報が記載されていません。エコマークに係る担当者（申込担当者及び支払担当者）の方は、必ずお読みいただき保管するようにして下さい。

II. エコマーク認定申込要領 (申込手続きと認定審査)

1. エコマークを表示するには

エコマークを使用・表示するにあたっては、「審査委員会」で認定を受けた事業者ごとに（公財）日本環境協会と「エコマーク使用契約」を締結します（同一事業者で複数のチェーン（申込区分）の申込をする場合は申込を分ける必要がありますが、契約は1締結になります。）。ここでは、エコマークの認定審査の申込から使用契約の締結までの基本的な流れをご説明します。

<手続きの流れ>



（注）使用契約締結前にエコマークを使用・表示されますと、エコマークの無断使用に該当し、刑事罰を含む法的措置などの対象となる場合があります。

申込を希望する店舗が、現行の商品類型の対象となっていないときは、認定審査を行うことはできません。その場合は、別に定める「エコマーク商品類型提案要領」に従って年1回新たな商品類型を提案することができます（審議の結果、選定されない場合があります）。

詳細は、当協会ホームページをご覧ください。

2. エコマークの申込手続き

2-1. 認定審査の申込について

商品類型ごとに認定基準を設定しています。申込を希望する店舗が商品類型に該当し、認定基準を満たすものである場合、認定審査を申込むことができます。

～申込店舗が、商品類型および認定基準に該当するかどうかを確認するには？～
最新の商品類型と認定基準は、ホームページ「商品の認定基準」
(<https://www.ecomark.jp/restaurant/>) でご覧いただけます。

2-2. 対象施設と申込者

(1) 申込の対象サービス

- ・商品類型 No. 505「飲食店」の認定基準書の2.適用範囲に該当する店舗であること。
- ・日本国内で運営されている店舗であること。

(2) 申込者の要件

- ・原則として、対象店舗にエコマークの表示を希望される運営事業者の方とします。

2-3. 認定審査料

「エコマーク認定・使用申込書（様式2。以下同じ）」1通につき、次表の「認定審査料」がかかります（チェーン店として複数の店舗を同時に申し込む際も1件分となります）。申込書を提出される際に以下の振込先指定口座までお振込下さい。振込依頼書控の写しを、「エコマーク認定・使用申込書」に貼付又は添付してご提出下さい（電子決済などの場合は、経理担当者等の支払い証明でも構いません）。

表 商品類型 No. 505「飲食店」に係る認定審査料
(1 申込あたり)

審査料（別途消費税）
40,000 円

注：平成30年（2018年）3月31日までの認定審査申込分に関する審査料は、一律2万円（別途消費税）とします。

●振込先

口座名義	公益財団法人日本環境協会
フリガナ	ザイ) ニホンカンキョウキョウカイ
銀行名	三井住友銀行日比谷支店
普通預金口座	No. 8094013
振込人名義	申込者（事業者）名
振込金額	「エコマーク認定・使用申込書」1通あたり、 21,600 円（消費税 1,600 円を含む）

* 振込手数料は申込者のご負担となります。

* 申込受理後は理由を問わず、お振込いただいた認定審査料の払い戻しはできません。

●認定審査料お支払いの際の注意事項

- ※ 認定審査料の支払方法は振込のみとさせていただきます。現金書留や小切手、または直接持参して頂いても受付できません。
- ※ 認定審査料については、事前の請求書等や領収書の発行はいたしませんのでご了承下さい。

2-4. 申込に必要な書類

(1) 「エコマーク認定・使用申込書」→ 1申込につき1通

- ※ 振込依頼書の写しなどを、申込書の所定欄に貼付又は添付して下さい。

(注) 支払担当者には、今後の使用料の支払等の事務処理を担当する窓口となっていただきます。支払担当者が申込担当者を兼務しても構いません（必ずしも経理担当の方である必要はありません）。

飲食店用の「エコマーク認定・使用申込書」はホームページからダウンロードしてご使用ください。
(<https://www.ecomark.jp/restaurant/>)

(2) エコマーク認定・使用申込書の添付書類など

- 認定・使用申込書の記載内容について説明するために必要な資料など（付属証明書、記入表に基づく証明書など）

各商品類型の認定基準書や付属証明書のフォーマットなどは、ホームページからダウンロードしてご使用ください。(<https://www.ecomark.jp/restaurant/>)

(3) エコマーク表示見本の提出

- エコマークを表示する際は、**認定の対象が「店舗」であることがわかるように表示する必要があります**。エコマークの誤った表示などを防ぐために、申込時にエコマークの表示媒体や表示文言が、認定基準書や「飲食店」認定基準におけるエコマークの表示方法に則っているかを確認しますので、表示設計図（原稿可）をご提出下さい。

- ※ 認定番号は、認定審査結果通知時にお知らせしますので、表示見本の提出時には、仮の8桁の番号（○などでも可）を入れて設計して下さい。

2-5. 申込の締切日

「エコマーク認定・使用申込書」の提出の締切日（事務局への書類到着日）は、原則として毎月の最終日（土日祝祭日の場合は、その前日）となります。なお、連休等により締切日を変更する場合がありますので、事前に事務局まで照会いただくか、エコマークホームページにてご確認ください。

2-6. 申込書の提出先

以下の事務局まで郵送（または持参）により提出して下さい（FAX・Eメールは不可）。

公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局 基準・認証課
〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町1-4-16 馬喰町第一ビル9F
TEL：03-5643-6253
月～金 9:30～17:30（除く、祝祭日）

2-7. 情報などに関する守秘義務

エコマーク事務局および審査委員会は、提出された書類および審査の過程で知り得た情報については、認定審査またはエコマーク事業の遂行の目的以外には使用せず、他に開示・漏洩しないものとします。

ただし、申込時に提出されたウェブサイト掲載情報に基づき、エコマーク認定を受けた店舗名、使用契約者（事業者）名、所在地、TEL、エコマーク認定番号、認定要件に関する事項など（機密情報を含まない）、および認定基準書において公表することを認定の要件としている事項については、エコマーク使用契約締結後に当協会ホームページなどで公開します。

3. 認定審査と結果通知

3-1. 認定審査

申込書類などを事務局で確認し、不備等がありましたら事務局からFAXなどで追加書類のご依頼をいたします（書類などに不備がある場合は当該不備書類等が完備するまで認定審査は行いません）。

不備の書類等が締切日（原則、翌月第1週目）までに充足しましたら、当月（直後）の審査委員会（月1回開催）で審査いたします。

また、認定審査時に、申込店舗（チェーン展開をしている事業者は、共通のオペレーションを主導する管理部門および申込店舗のうち1店舗以上）において認定基準への適合に関する現地確認を行います（現地確認に要する費用は、認定審査料に含まれています）。現地確認の実施日時などについては、申込書類の確認状況に応じて、エコマーク事務局より申込担当者宛にご連絡します。

なお、認定審査時には必要に応じて、エコマーク事務局から追加資料の提出、その他認定基準に関わる調査などを行う場合があります。

（注1）「エコマーク事業実施要領 第3章 7. エコマーク商品の認定要件」により、「審査委員会で環境保全上問題があると判断した場合」は、認定されないことがあります。

（注2）書類不備のまま6ヶ月以上が経過したときは当該申込を却下いたします（再び申込みを行う場合は、新たに認定審査料が必要となります）。

3-2. 審査結果の通知

審査結果の合否は、審査委員会での認定審査が終了した後、約1週間後に書面にてお知らせします。ただし、審査結果が継続審査（保留）となった場合は審査が終了するまでお待ちいただくことがあります。

（注）電話などによる事前の結果照会にはお応えできませんので、ご了承下さい。

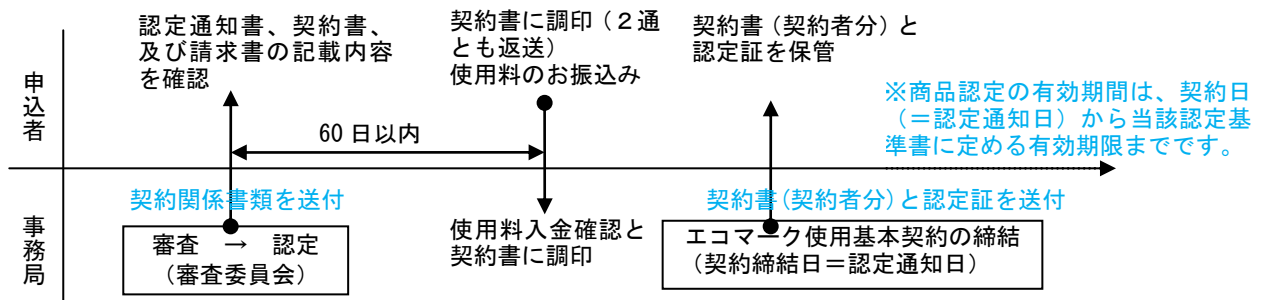
Ⅲ. 認定審査結果通知から使用契約締結

1. 「エコマーク使用契約」締結の手続き

認定審査の結果、初めて「認定」を受けたときに、（公財）日本環境協会との間でエコマーク使用契約を締結します。ここでは、使用契約などに関する諸手続きについてご説明します。なお、同一の使用契約者で別チェーンの申込があった場合は別申込となりますが、エコマーク使用契約書は1締結となります。

<最初の認定商品の結果通知時>

1-1. 「エコマーク使用契約」締結の流れ



(注1) 「エコマーク使用契約書」の締結日は認定通知日と同一です。使用契約は認定通知日まで遡って発効しますので、使用料をお支払いただく前提で、認定通知日以降はその認定店舗などでエコマークの使用・表示が可能となります。

1-2. 認定通知書とともに送付される書類と手続方法

(1) 送付される書類

審査結果が「認定」の場合は、申込担当者宛に以下の書類を同封して郵送します。

<最初の認定施設の結果通知時>

- ① 「認定通知書」エコマーク認定審査申込に対する結果通知書
- ② 「エコマーク使用契約書」(2通) * (乙) 契約者分と (甲) 当協会分
- ③ 「請求書」エコマーク使用料に関するご請求

<別申込で認定を受けた際の結果通知時>

- ④ 「認定通知書」上記①に同じ
- ⑤ 「エコマーク認定証」
- ⑥ 「認定施設一覧」
- ⑦ 「掲示用エコマーク認定証(額入り)」

(2) 各送付書類とその手続方法

「認定通知書」 (前項①、④)

認定審査の結果が「認定」であることを通知するものです。「認定の条件」に記載されている事項をご確認のうえ、これらを守って正しくエコマークを使用・表示して下さい。

「エコマーク使用契約書」(前項②)

エコマークの認定を受けた際に締結する契約書です。

「請求書」(前項③)

エコマーク使用料(年間)は、次表に基づいてご請求致します。エコマーク使用料は、ご請求額および前項②「エコマーク使用契約書」の記載内容を十分にご確認のうえ、本請求書に従って、指定する期日(請求書発行日より60日以内)までに以下の当協会口座宛に一括してお振込下さい。

同一事業者で複数のチェーン(申込区分)の認定を受けている場合は、合算して施設数を計上します(1事業者当たりの施設数として使用料をご請求いたします)。

表 商品類型 No. 505 「飲食店」に係るエコマーク使用料
(年間、1事業者当たり)

区分	使用料(別途消費税)	
商品類型 No.505 「飲食店」	1 施設	30,000 円
	2~9 施設	50,000 円
	10~100 施設	100,000 円
	101~500 施設	200,000 円
	501~2,000 施設	500,000 円
	2,000 施設超	1,000,000 円

※ 領収書につきましては、振込依頼書控等をもって代えさせていただきます。

※ 認定期間中に実施する現地確認に要する費用は、エコマーク使用料に含まれています。

●エコマーク使用料の振込先

口座名義	公益財団法人日本環境協会
フリガナ	ザイ)ニホンカンキョウキョウカイ
銀行名	三井住友銀行日比谷支店 普通預金口座 No. 7 1 1 2 2 6 6
振込金額	ご請求金額(前表エコマーク使用料+消費税)
振込人名義	使用契約者(事業者)名

(注) 振込手数料は使用契約者(事業者)様のご負担となります。

「エコマーク認定証」(前項⑤)

エコマーク認定の証です。認定証は認定番号ごとに1通発行されます。認定を受けた店舗に関する「認定の条件」および「エコマーク認定の有効期間」などをご確認下さい。

※ 認定証の追加・再発行(複数可)をお受けします。希望される場合は「商品認定証発行申込書(様式H)」にて事務局までお申し出下さい。発行1通につき5,000円(消費税別途)の「認定証発行料」がかかります。

「エコマーク認定施設一覧」(前項⑥)

エコマーク認定店舗の一覧と最新の認定期間を表示しています。この認定施設一覧は、最初の使用契約締結時と、その後毎年到来する基準日(契約締結日の翌月1日)ごとに発行します。その後、別申込で認定を受けた店舗(チェーン)がある場合は、その認定通知時にも認定施設一覧を発行します。

1-3. エコマーク使用契約の締結

「認定通知書」の発信日(認定通知日)から60日以内に、当協会との間でエコマーク使用契約を締結して下さい。

契約締結にあたり、「エコマーク使用契約書」の記載内容を十分にご確認下さい。契約者(乙)分と当協会(甲)分の2通とも表面の乙欄に、住所および代表者名を記入・押印(社印、代表者印)のうえ、2通ともエコマーク事務局宛ご返送下さい。

契約書のご返送とエコマーク使用料(初年度分)のご入金が確認できましたら、当協会より申込担当者宛に以下の書類を郵送します。

＜ご入金の確認後＞

- ① 契約者(乙)保管分の「契約書」
- ② 「エコマーク認定証」
- ③ 「掲示用エコマーク認定証(額入り)」
- ④ 「認定施設一覧」

以上でエコマーク使用契約の手続きは完了です。

(注) 認定通知日から60日以内にエコマーク使用契約が締結されない場合、お申込に対する認定は取り消されますのでご注意ください。

2. エコマーク認定の有効期間

2-1. エコマーク認定の有効期間

エコマーク認定の有効期間は、エコマーク認定通知日から当該商品類型認定基準書に記載の有効期限（当該商品類型の認定基準の有効期限が延長された場合には、その延長された日）までとなります。

認定の有効期間中に当該認定基準の改定が行われた場合、既に認定されている店舗については認定審査時（改定前）の認定基準をなお適用しますので認定はそのまま有効となります。

なお、契約後に解約もしくは解除等により使用契約が消滅した場合には、当該店舗の認定も終了します。

エコマーク認定期間は、基準日毎にエコマーク使用料1年分を請求書に記載の期日までに支払うことで実質1年間ごとに継続されます。

基準日とは認定通知日（契約締結日）の翌月の1日をいいます。この日から1年間分の使用料をお支払いいただくことで、1年間の認定が有効となります。このように1年ごとに使用料を支払うことにより、認定基準で規定された有効期限日までエコマークの使用・表示が可能となります。

※ 1年ごとの使用料の支払がない場合は、認定を取り消し、使用契約は解除されますのでご注意ください。

※ 認定の有効期間は、使用契約締結後に発行する「エコマーク認定証」にも記載されています。

2-2. 2年目以降のエコマーク使用料の支払い

2年目以降の毎年のエコマーク使用料のお支払いについては、基準日時点の認定施設数に応じた使用料の区分により、毎年到来する基準日以降に、事務局より支払担当者宛に「請求書（エコマーク使用料に関するご請求）」をお送りします。本請求書に従って、指定する期日（請求書発行日より60日以内）までに指定する当協会口座（Ⅲ.1-2.(2)項のエコマーク使用料振込先に同じ）宛に一括してお振込下さい。

（注）使用料のお支払は年1回です。よって、認定期間中に同一の使用契約者が新たな認定施設を取得した場合についても、次の基準日までは当年度の使用料の変更はありません。この場合、次年度の請求時に、基準日時点の認定施設数に応じた使用料の区分にて使用料をご請求させていただきます。

2-3. エコマーク認定の有効期限

認定の有効期限が到来した場合は、その日をもって当該認定施設のエコマークの使用・表示を終了していただくこととなりますが、新たに制定された商品類型（新Version認定基準）で改めて認定を取り直していただくことにより、引き続き当該認定施設にエコマークを使用・表示することが可能となります。

新Versionの認定基準書は、現行Versionの有効期限の1年程前に制定される予定としています。また、認定基準の有効期限は延長されることもあります。いずれの場合も個別案内やエコマークニュース、メールマガジンなどで事前にお知らせいたします。

認定の有効期限を超えて使用契約を延長することはできません。したがって認定の有効期限をもって、エコマークの使用・表示は終了となりますので予めご了承下さい。

2-4. エコマーク使用契約の解約または解除

使用契約者は、毎年到来する基準日の30日前までに解約の申し入れをすることで、当該認定期間(到来する基準日の前日まで)をもって使用契約を終了することができます。

解約の申し入れをしない限り認定の有効期限まで1年間を単位として認定期間は継続されます。使用料の支払いがない場合には、認定を取り消し、使用契約は解除され、直前の基準日に遡って使用契約は無効となります。

(注) 使用契約の「解約」を希望される場合は、「エコマーク使用契約の解約願い(様式F)」により事務局までお申し出下さい。

エコマークの使用契約違反などがあった場合には、直ちにエコマーク認定を取り消し、使用契約を解除することがありますのでご注意下さい。

3. 使用契約締結後のご注意

(1) エコマーク認定に関する追加・変更

契約締結後に、エコマーク認定に関して追加・変更等が発生する場合には、速やかに追加・変更等の手続きを行い、事前にエコマーク事務局の承認を得る必要があります。詳しくは、「IV. 1. 追加・変更等の手続き」をご参照下さい。

(2) エコマークの表示方法

エコマークの表示方法は、該当する認定基準書「商品区分、表示など」の項目で規定する表示方法に従うとともに、「飲食店」認定基準におけるエコマークの表示方法などの各規定を遵守して下さい。

(3) 認定の取り消し

エコマーク認定・使用申込書（証明書などの必要書類をすべて含む）などに虚偽の記載をした場合、申込内容について関係法令への違反があった場合、認定通知日から60日以内に「エコマーク使用契約」を締結しなかった場合、契約違反による解除がなされた場合、その他エコマーク事務局がエコマーク事業の適正な実施のため必要があると判断した場合には、エコマークの認定を取り消すことがあります。

（注）認定の取り消し後にエコマークを使用されますと、エコマーク無断使用に該当し、刑事罰を含む法的措置などの対象となる場合がありますのでご注意下さい。

IV. エコマーク認定後の手続きと認定期間における適合状況の確認

1. 追加・変更等の手続き

1-1. エコマーク認定商品に関する追加・変更等の手続き

エコマーク認定に関して追加・変更等が発生する場合は、「エコマーク使用契約書」第3条及び第11条に基づき、以下の各様式A～Eを用いて速やかにエコマーク事務局まで申込を行い、事前に承認を受けて下さい。この手続きを経ない場合、エコマークの継続使用は認められません。ただし、お申し出の内容によっては承認できない場合もあります。

(注) 無断で変更等を行いますとエコマークの不適正使用に該当し、刑事罰を含む法的措置などの対象となる場合がありますのでご注意ください。

変更等の手続き	手続き費用
1-1. エコマーク認定店舗に関する追加・変更 「エコマーク店舗追加申込書」 (様式A) 「エコマーク店舗変更申込書」 (様式B)	無料
1-2. エコマーク担当者変更届 (様式C)	
1-3. エコマーク使用契約者変更申込書 (様式D)	
1-4. エコマーク使用契約者名等変更届 (様式E)	

※様式はウェブサイトからダウンロードできます。

1-2. 手続きの流れ

エコマーク認定店舗に関する追加・変更などの手続きの流れは以下のとおりです。既認定店舗と申込区分が同一でない場合は、別途新規でのお申込となります。手続き方法は、事前にホームページ (<http://www.ecomark.jp/restaurant>) にて、認定基準書(基準項目と証明方法など)をご確認下さい。

<手続きの流れ>

「追加(様式A)」または「変更(様式B)」を事務局に提出(郵送または持参)

『事務局での提出書類充足の確認』

※ 不備などがある場合はFAXにて照会。

▼ 書類充足後

『認定審査』

『審査結果の通知』

※審査結果はエコマーク事務局より「申込担当者」に対して書面にて通知します。

書類充足時から審査結果通知まで、通常2週間ほど要します。

(1) 『追加』手続きについて

① 『追加』手続きを必要とする事例

- ・新たな店舗を認定対象に追加する場合

② 『追加』手続き方法

以下の必要書類を提出して下さい。

- ・「エコマーク店舗追加申込書」（様式A）
- ・審査を要する基準項目にかかわる証明書類（必要な場合のみ）

(2) 『変更』手続きについて

① 『変更』手続きを必要とする事例

- ・店舗名などを変更する場合
- ・共通のオペレーションが変更になり、基準への適合状況が変わる場合
- ・新たな取り組みを開始し（あるいは取り組みを終了し）、適合ポイント数に変更になる場合

② 『変更』手続き方法

以下の必要書類を提出して下さい。

- ・「エコマーク店舗変更申込書」（様式B）
- ・審査を要する基準項目にかかわる証明書類（必要な場合のみ）

（注）「追加」、「変更」の判断が難しい場合は事務局までご相談下さい。

1-3. その他の変更手続き

(1) エコマーク申込担当者及び使用料支払担当者の変更手続き

エコマーク認定・使用申込の際に、登録されていた申込担当者または支払担当者などの連絡先を変更される場合には、すみやかに「エコマーク担当者変更届（様式C）」をエコマーク事務局宛てに提出して下さい（FAX可）。

【届出が必要な変更事項】

担当者名、担当部署名、役職名、住所、電話、FAX番号、およびメールアドレスの変更など

（注）上記の事項に変更があった場合は、エコマーク事務局からの重要なお知らせ（エコマークニュースや「個別案内」など）をお届けすることができなくなりますので、必ず本手続きをお済ませ下さい。なお、発送準備の都合上、変更直後はエコマークニュースなどが旧担当者宛てに送付される場合もありますのでご了承下さい。万が一、お手元に届かない場合は事務局までご一報下さい。

(2) エコマーク使用契約者の変更手続き

会社の統合や分割および営業譲渡などにより、エコマークの使用権を第三者に変更を希望される場合は、付録に掲載の「エコマーク使用契約者変更申込書（様式D）」にて事前にエコマーク事務局まで申込をして下さい。

※ 有印文書（社印、代表者印）での手続きが必要です。

※ 変更内容により使用する様式が異なりますので、エコマーク事務局まで事前にご相談ください。

事務局受理後、申込内容を審査のうえ通常約1～2週間程で現使用契約者宛てに承認の可否通知書を発送します。なお、「エコマーク使用契約書」第2条第2項に基づき、申込内容によっては変更を承諾できない場合もありますのでご留意下さい。

（注）契約者変更後は、前契約者名義でのエコマークの使用・表示は認められませんので、ご注意ください。

(3) エコマーク使用契約者の名称、代表者等の変更手続き

会社名称や代表者などを変更する場合は、「エコマーク使用契約者名等変更届（様式E）」を事務局まで提出して下さい。

※ 有印文書（社印、代表者印）での手続きが必要です。

【届出が必要な変更事項】

使用契約者（会社）の名称、代表者、住所、電話およびFAX番号の変更など

2. エコマーク認定期間における認定基準への適合状況の確認

認定審査時と必要に応じて使用契約後の認定期間中に、それぞれ認定基準への適合に関する現地（店舗）の確認をさせていただきます。また、認定基準に定める所定の項目（認定要件）については、エコマーク認定期間中において毎年定期的にご報告いただきます。

2-1. 現地（店舗）の確認について

(1) 認定審査時の適合の確認

認定審査時に、申込施設において認定基準への適合に関する現地確認を行います。現地確認の実施日や実施方法については、申込書類の確認状況に応じて、エコマーク事務局より申込担当者にご連絡します。

※ 現地確認に要する費用は、認定審査料に含まれています。

(2) 認定後2年日以降の確認

認定後2年日以降のエコマーク認定期間中においては、必要に応じて認定施設の現地確認を実施し、認定基準への適合状況を確認します。モニタリングの実施日や実施方法については、事前にエコマーク事務局より申込担当者にご連絡します。

※ モニタリングに要する費用は、エコマーク使用料に含まれています。

2-2. 基準項目（認定要件）の報告について

認定基準書に定める基準項目において、認定期間中の報告を規定している数値等については、直近の実績の数値等を報告頂きます。毎年のエコマーク使用料のご請求前に、支払担当者宛にご案内いたしますので、申込担当者をご確認のうえ、ご報告ください。

付 録

・ エコマーク使用基本契約書【飲食店】	付 1
---------------------	-----

エコマーク使用契約書【飲食店】

年 月 日

甲 東京都中央区日本橋馬喰町1-4-16 乙住所
馬喰町第一ビル9F
公益財団法人 日本環境協会 ○○○株式会社
理事長 森 崑 昭夫 代表者 印

甲及び乙は、エコマーク事業実施要領等の定めるところにより乙の申込みを受けて甲が認定した別紙「認定施設一覧」記載の認定施設（以下「エコマーク商品」という）に係るエコマークの使用に関して、以下のとおりエコマーク使用契約（以下「本契約」という）を締結した。

（趣旨）

第1条 本契約は、乙がエコマーク商品に、甲の登録商標であるエコマークを使用することにより、商品の環境的側面に関する情報を広く社会に提供し、環境にやさしくありたいと願う消費者による商品の選択に資することを目的とする。

（エコマーク使用の許諾と担保提供等の禁止）

第2条 甲は、乙に対し、本契約の定めるところにより、エコマーク商品についてエコマークの印刷・貼付・掲示等による使用を許諾する。
2 乙は、甲の書面による事前の承諾なくして、本契約に定めるエコマーク使用権を第三者に譲渡、担保提供若しくは転貸し、又は代理使用を許諾してはならない。

（本契約に係るエコマーク商品）

第3条 本契約の対象となるエコマーク商品は、別紙に掲げるものとする。甲乙間で別途エコマーク使用基本契約（又はエコマーク使用契約）が締結されている場合でも、別紙のエコマーク商品については、同契約を適用せず、本契約を適用する。
2 本契約の有効期間中、乙が、他の施設につき、甲の指定する書式により認定の追加申請をし、甲から認定を受けた場合、当該認定施設は別紙「認定施設一覧」として追加され、エコマーク商品として本契約の適用を受けるものとする。
3 乙は、エコマーク商品のブランド名（認定施設名）、営業形態等、認定基準に影響する事項を変更、追加又は廃止する場合、所定の書式により、甲の書面による事前の承諾を受けなければならない。

（エコマークの使用規定等の遵守義務）

第4条 乙は、本契約の各条項のほか、甲において別に定める「エコマーク使用規定」及び「エコマーク商品認定基準書」等（以下「エコマーク使用規定等」という）を遵守しなければならない。
2 乙は、エコマーク使用規定等が、甲において定める手続に従って改廃された場合には、その改廃後のエコマーク使用規定等を遵守しなければならない。

（エコマーク認定の有効期間）

第5条 エコマーク商品に関する認定の有効期間（以下「商品認定有効期間」という）は、エコマーク商品認定通知日から当該エコマーク商品類型に係る認定基準の有効期限までとする。ただし、甲が、別に定める手続により当該認定基準の有効期限を延長した場合、商品認定有効期間もそれに従う。

（エコマークの使用制限）

第6条 乙は、使用許諾を得たエコマーク商品以外にエコマークを使用してはならない。ただし、甲が予め認める場合、又は、当該エコマーク商品の広告宣伝のために使用する場合はこの限りでない。
2 本契約終了後、乙は、エコマークの使用を中止しなければならない。

(エコマークの不適正使用の禁止)

第7条 エコマーク商品について当該商品類型に係る認定基準を満足しないと甲が認める場合、乙は、当該エコマーク商品につき、エコマークを使用してはならない。

(エコマーク表示等の遵守事項)

第8条 乙は、エコマークの使用にあたり、不当景品類及び不当表示防止法その他環境、消費者関連法令を誠実に遵守しなければならない。

2 乙は、エコマーク商品の関連会社等が不当又は不適正なエコマークの表示等をするものないようにしなければならない。

(使用料の支払)

第9条 乙は、甲に対し、本契約締結に際し、本契約締結後最初に到来する●月1日(以下「基準日」という)に、別に定める「エコマーク料金規定」(別表「使用料算定表」)に従い、全エコマーク認定施設に係る使用料1年分を、甲が所定の書式により指定する期日までに一括して支払うものとする。

2 乙は、甲に対し、本契約が有効に継続する限り、毎年来る第1項に規定する基準日毎に、別に定める「エコマーク料金規定」(別表「使用料算定表」)に従い、全エコマーク認定施設に係る使用料1年分を甲が所定の書式により指定する期日までに一括して支払うものとする。ただし、本契約有効期間が1年に満たない場合には、当該有効期間の月数により使用料を按分するものとする。

3 乙の責めに帰すべき事由により認定施設の全部又は一部について認定の取消又は契約の解除がされた場合、乙は、甲に対し、第1項又は第2項の規定により支払済みの当該認定施設に係る使用料の返還を求めることはできない。

(使用料算定方法の変更)

第10条 エコマーク事業の公益性に鑑み、甲は、本契約の有効期間中いつでも、エコマーク使用契約者数、エコマーク商品の売上高推移、認定商品数、認定基準の見直しその他諸般の事情を考慮し、使用料の算定方法(別表「使用料算定表」)を変更することができる。

2 前項に基づく変更は、変更前に一定の期間を設けて行うものとする。

3 乙が第1項の変更を承諾しない場合、本契約の有効期間に関わらず、当該変更の日から1年間で本契約を終了するものとする。ただし、甲乙は協議の上、期間を延長又は短縮することができる。

(届出義務)

第11条 乙は、認定商品に関する担当者(申込担当者)、及び、本使用契約の管理とエコマーク使用料の支払等に関する担当者(使用料支払担当者)を定め、甲に対し、書面により、届け出なければならない。

2 乙の名称、代表者、住所、電話番号、申込担当者、使用料支払担当者が変更された場合、又は乙がエコマーク商品の営業を中止した場合、乙は、甲に対し、当該事実の発生した日から2週間以内に書面により届出しなければならない。

(事故時の対応)

第12条 エコマーク商品について事故が発生した場合、乙は、甲に対し、その事故の内容、対策を、当該事故の発生した日から1週間以内に書面により報告し、また、対応が終了するまで、適時に報告しなければならない。

2 乙は、乙の責任と負担においてエコマーク商品により発生した事故等による被害者への損害の賠償等をするものとする。

(報告徴収・調査・現地監査)

第13条 甲は、エコマーク事業の適正な実施を図るため、乙に対し、エコマークの使用状況等について報告及び説明を求め、又は、乙の本店、営業所、取引業者、関連会社等への立入りを含む調査をすることができる。

2 甲は、乙に無断使用、不適正使用、又はエコマーク使用規定等の不遵守の疑いがあると認め

るときは、乙に対し、必要な報告を求め、又は、自ら現地監査を行うことができ、乙はこれに協力しなければならない。

- 3 前2項の場合において、甲は、乙の取引業者その他関係者に対して、必要な問い合わせ等を行うことができ、乙はこれに必要な協力をしなければならない。

4 第2項の場合において、乙による本契約、エコマーク使用規定等、法令の違反が明らかとなった場合、甲は、乙に対し、当該現地監査等、甲に生じた交通費、宿泊費その他の実費を請求することができる。

(専門指導員)

第14条 乙は、甲の職員又は甲が指定する第三者(専門指導員)が行う、エコマークの使用状況、認定基準の遵守状況等について乙の本店、営業所、取引業者、関連会社等への立入りを含む調査に協力し、その改善指導に従わなければならない。

- 2 甲は、前項の調査を実施する場合、当該調査の予定につき、乙に予め通知するものとする。

(本契約の有効期間)

第15条 本契約の有効期間は、本契約締結の日から商品認定有効期間の満了日までとする。ただし、甲が、別に定める手続により当該認定基準の有効期限を延長した場合、本契約の有効期間もそれに従う。

(解約)

第16条 乙は、甲に対し、本契約締結後、毎年来る基準日の30日前までに、所定の書面により、本契約の全部又は一部の解約の申入れをすることができる。

- 2 甲は、乙に対し、本契約締結後、毎年来る基準日の3カ月前までに、書面により、本契約の全部又は一部の解約の申入れをすることができる。

3 前2項の場合、本契約の全部又は一部は、解約申入れ後に到来する基準日の前日に終了するものとする。

(認定の取消等)

第17条 甲は、エコマーク商品が認定基準を満たさないと認める場合、当該エコマーク商品の認定を取り消すことができる。

- 2 前項の場合、乙は、直ちにエコマークの使用を取り止め、甲の指示に従わなければならない。

(契約の解除)

第18条 乙が次の各号のいずれかに該当した場合、甲は、乙に対する何らの通知・催告を要することなく、直ちに全部又は一部のエコマーク商品の認定を取り消し、本契約を解除することができる。なお、甲に損害が発生したときは、甲は、乙に対し、その損害の賠償を請求することができる。

- 一 エコマーク使用規定等の不遵守、エコマークの無断使用、エコマークの不適正使用があったとき
- 二 本契約に定める届出・報告義務を怠り、又は、甲の調査若しくは現地監査を妨げたとき
- 三 使用料の支払の全部又は一部を怠ったとき
- 四 認定に係るエコマーク商品が認定基準を満足しないと甲が認めるとき
- 五 甲の許諾なくエコマークと類似のマークを使用したとき
- 六 甲に提出したエコマーク商品の認定申込書類その他の書類の記載に虚偽があることが判明したとき
- 七 不適切な販売方法等により消費者の信頼を失うなどエコマークの信用を傷つけたとき
- 八 会社更生、破産、民事再生等の申立を受け、又は、自らその申立をなしたとき
- 九 手形の不渡処分、公租公課の滞納処分、又は、差押等の強制執行を受けたとき
- 一〇 環境関連法規、消費者関連法規その他法令に違反し、又は、これらに基づく行政指導若しくは行政処分を受けたとき

- 一一 前各号に準ずる事由の発生したとき
 - 一二 その他上記以外に本契約の各条項のいずれかに違反したとき
- 2 前項一号、三号ないし六号に該当する事由により本契約が解除された場合、本契約は、直近の基準日に遡及して効力を失うものとし、甲は、乙に対し、乙によるエコマークの使用に伴う精算金をエコマークの無断使用の場合に準じて請求することができる。

(エコマーク商品に関する責任)

第 19 条 乙は、エコマーク商品の品質、性能、安全性等について一切の責任を負う。

- 2 乙は、消費者等からエコマーク商品につき苦情等があった場合、乙の責任と負担において速やかに適切な改善措置等を講ずるものとする。

(誤使用の場合の是正及び公表)

第 20 条 乙がエコマークを誤って使用した場合、甲は、乙に対し、速やかな是正を求めることができる。

- 2 乙が前項の是正要求に従わない場合には、甲は、乙がエコマークを誤って使用した事実について、乙による自主的な公表を求め、又は、自ら公表することができる。

(無断使用の場合の精算金支払い及び公表)

第 21 条 乙がエコマークを無断使用した場合、甲は、乙に対し、違反内容の悪質性や無断使用の期間に応じた精算金の支払を請求することができる。

- 2 前項の場合において、甲は、乙に対し、乙がエコマークを無断で使用した事実について、乙による自主的な公表を求め、又は、自ら公表することができる。

(不適正使用の場合の精算金支払い及び公表)

第 22 条 乙が認定基準を満足しない商品にエコマークを使用した場合、甲は、乙に対し、違反内容の悪質性や不適正使用の期間に応じた精算金の支払を請求することができる。

- 2 前項の場合において、甲は、乙に対し、乙が認定基準を満足しない商品にエコマークを使用した事実について、乙による自主的な公表を求め、又は、自ら公表することができる。

(不正使用通報協力義務)

第 23 条 乙は、第三者がエコマークを不正に使用する事実を知ったときは、当該第三者の名称、所在、商品名、不正使用の内容を甲に報告しなければならない。

(情報の取扱い等)

第 24 条 甲及び乙は、本契約の履行に際し知りえた相手方に関する非公知の情報については、本契約の履行又はエコマーク事業の遂行の目的以外には使用せず、他に開示・漏洩しないものとする。ただし、甲は、エコマーク事業の普及・啓発のため、エコマーク商品に関する商品ブランド名、エコマーク認定番号、使用契約者（事業者）名、及び認定要件に関する事項（機密情報を含まない）をエコマークホームページ等で公表することができる。

- 2 甲及び乙は、本契約の履行に際し入手した個人情報の保護に関する法律第 2 条に定める個人情報については、同法の定めに従って適正に取扱うものとする。

(協議)

第 25 条 本契約上の疑義及び本契約に定めのない事項について生じた疑義等については、甲乙協議のうえ解決するものとする。

(管轄の合意)

第 26 条 本契約について万一、紛争が生じたときは、その第一審管轄裁判所を東京地方裁判所とすることについて、甲・乙は予め合意した。

本契約の成立を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲・乙がそれぞれ署名又は記名押印のうえ、甲・乙各 1 通を保有するものとする。

(エコマーク使用契約書【飲食店】第3条に定める別紙)

XXXX年XX月XX日

乙:XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

公益財団法人日本環境協会

認定施設一覧

1.

一 エコマーク認定番号	第17 505 00X号
二 エコマーク商品類型	No.505 「飲食店 Version1.0」
三 エコマーク商品ブランド名	■■■
四 認定施設名	XX町店、XX駅前店・・・ 以下、余白
五 本契約の有効期間	20●年●月30日まで

2.

一 エコマーク認定番号	第17 505 00Y号
二 エコマーク商品類型	No.505 「飲食店 Version1.0」
三 エコマーク商品ブランド名	▲▲▲
四 認定施設名	XX町店、XX駅前店・・・ 以下、余白
五 本契約の有効期間	20●年●月30日まで

(別表)

使用料算定表

別に定める「エコマーク料金規定」の別表 2.2 商品類型 No. 505「飲食店」に係るエコマーク使用料（年間、1事業者あたり）

2017年9月1日改定施行

	区分	使用料（別途消費税）
認定施設数	1 施設	30,000 円
	2～9 施設	50,000 円
	10～99 施設	100,000 円
	100～499 施設	200,000 円
	500～1,999 施設	500,000 円
	2,000 施設以上	1,000,000 円

みんなで育てるエコマーク

エコマークは、環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品についています。国際標準化機構によるタイプ I 環境ラベルであり、その信頼性、公平性により、認定商品のイメージアップがはかれることや、グリーン購入の際の目安になるなど、そのメリットが注目されています。

エコマーク事業に対するお問い合わせやご要望については、以下のエコマーク事務局までお寄せ下さい。

公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局

(受付時間 9:30~17:30)

〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町1-4-16 馬喰町第一ビル9F

E-mail: info@ecomark.jp <https://www.ecomark.jp>

基準・認証課 新規商品類型の策定や認定基準の見直し、認定審査や申込・証明方法、認定商品の追加・変更などに関するお問い合わせ

TEL: 03-5643-6253 FAX: 03-5643-6257

総務・契約監査課 契約（認定）状況の確認、担当者等の変更、認定証の追加再発行、使用料のお支払いなどに関するお問い合わせ

普及・国際協力課 広報や普及全般、エコマークアワード、海外環境ラベルなどに関するお問い合わせ

TEL: 03-5643-6255 FAX: 03-5643-6257

